

公費解体関係業務

公費解体の制度及び手続等の流れ

自然災害により損壊した建物等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなりますが、災害復興に当たっては、被災自治体が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体・撤去を実施することができます。また、「特定非常災害」に指定された災害については、全壊家屋とあわせて半壊家屋の解体まで補助対象が拡大されます。

補助対象となって、損壊建物等の所有者等からの申請があった場合には、市町村が解体、撤去工事を行うことができます。これがいわゆる「公費解体」の制度です。

また、建物所有者が自ら解体・撤去を行った場合、一定の条件が整えば、公費解体の範囲内において解体・撤去に要した費用の償還を受けることができます。これがいわゆる「自費解体（償還）」です。

公費解体の申請には罹災証明書が必要となり、罹災証明から解体・撤去完了、自費解体償還金支払いまでの流れは、概ね以下のとおりです。

なお、近年、罹災証明書交付の遅延が公費解体の遅れの原因の一つとなっているとの指摘もあり、当協会では、罹災証明書交付の前提となる被災の程度を判定するための被害認定調査業務に対応するべく、会員への研修等の実施に取り組んでいます。

